

平成 28 年度粟国村国民健康保険収納対策緊急プラン

1. 滞納状況の解消
 - (1) **国保資格喪失時の届出及び国保未加入者への勧奨の実施**
加入・届出遅延者に対して、村ホームページ等を活用し、加入手続き及び啓発用パンフレットを役場民生課のほか各集会所に配置し、周知徹底を図る。
 - (2) **未申告者に対する申告の勧奨**
総務課と連携の上、未申告者に対して制度の啓発をはかり申告勧奨し適正課税に務める。
 - (3) **時効完了前の納入勧奨、時効後の不納欠損処理の実施**
地方税法及び各種法令を遵守し、適正に処理を実施する。
 - (4) **不現住被保険者に対して住基担当課と連携する。**
滞納者の一部には不現住者も存在するので、住基担当課と連携し適切な対応をする。
2. 人員の増員等の取組について
 - (1) **担当職員の能力向上**
滞納処分関連の各種研修会や講習会等への職員派遣を行い、知識や能力向上に努める
 - (2) **庁内連携**
徴収強化月間設定及び必要に応じ庁内で徴収対策班を立ち上げる。
3. 徴収方法の改善等
 - (1) **口座振替の勧奨を実施**
口座振替を広報誌や窓口、あるいは臨戸の際に勧奨する。
 - (2) **県との連携及び庁内連携**
県の徴収強化月間（11、12月）に各種税及び各種料金の担当部署と連携し全体の収納強化につなげる。
 - (3) **資格証明書の発行を実施**
短期被保険者証の交付により、滞納者への納付指導をおこなう。また、納付指導に応じない者には要綱（粟国村国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱）に基づいて被保険者資格証明書を交付する。
 - (4) **納期を6期から8期に変更**
4. 滞納処分の実施について
 - (1) **滞納処分の実施**
長期滞納者の財産・預貯金等の調査を行い差押え処分を行う。滞納者が転出した場合も、居住を確認
 - (2) **庁内連携**
各種税及び各種料金の担当部署と情報を共有し滞納処分を強化する。
5. 適正賦課
 - (1) 「ねんきんネット」を活用し、資格の適正化を図る。